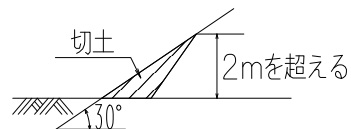


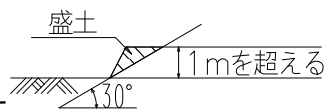
熱海市の宅地造成工事許可申請書類

宅地造成工事規制区域内において、次の宅地造成工事を施工しようとするときは、宅地造成等規制法第8条第1項の規定による許可申請が必要です。

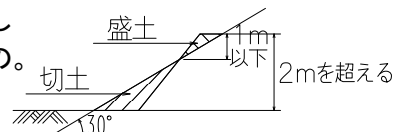
- (1) 切土の場合で、その土地の部分に高さが2mを超える「崖」を生じるもの。



- (2) 盛土の場合で、その土地の部分に高さが1mを超える「崖」を生じるもの。



- (3) 切土と盛土を同時にする場合で、盛土をした土地の部分に高さが1m以下の「崖」を生じ、かつ、切土及び盛土をした土地の部分に、高さが2mを超える「崖」を生じるもの。



- (4) (1)～(3)に該当しない切土又は盛土であって、その面積が500㎡を超えるもの。

- 1 提出部数 2部(正・副)
- 2 提出書類
 - ①宅地造成に関する工事の許可申請書・通知書(正・副)
 - ②委任状(申請者に代わり申請する場合)
 - ③現況写真(カラー)
 - ④案内図(1/2500程度の縮尺のもの)
 - ⑤公図写し(申請地を赤で囲む)(地番、地目、所有者名記入)
 - ⑥求積図(敷地及び造成区域を求積)
 - ⑦現況図(高低差を等高線で示す)
 - ⑧造成計画平面図(切土は黄色、盛土は赤色で着色)
 - ⑨造成計画断面図(隣地との状況もわかるように記入。着色は⑧に準じる)
 - ⑩土地利用計画平面図(擁壁、排水施設等及び全体計画を記入)
 - ⑪擁壁、排水施設等構造図
 - ⑫擁壁展開図(水抜き穴、端部処理等)
 - ⑬擁壁構造計算書(標準構造の練積み造擁壁で上方が平らな場合は不要)
 - ⑭流域図
 - ⑮流量計算書
 - ⑯土量計算書

3 その他

- ・宅地造成に関する工事の許可申請書の用紙はまちづくり課又はホームページからダウンロードできます。(ホームページのトップページから市政情報→まちづくり→土地利用)
- ・風致地区にあっては、風致地区内行為許可申請との併願が可能です。
その場合の提出部数は3部(正・副・正控)となり、2部(正・副)は宅造申請書を上製本し、もう1部(正控)は風致申請書を上製本して下さい。なお、図面が重複するものは併用可能です。
- ・技術基準については、「宅地防災マニュアルの解説」を参照して下さい。

お問い合わせは・・・熱海市役所 観光建設部 まちづくり課 都市計画室
TEL : 0557-86-6389 FAX : 0557-86-6416
Email : tochiriyou@city.atami.shizuoka.jp

用語の意義

「宅地」とは、農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地をいう。

「宅地造成」とは、宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で政令で定めるもの（宅地を宅地以外の土地にするために行うものを除く。）をいう。

「崖」とは、地表面が水平面に対して30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。

「設計」とは、その者の責任において、設計図書（宅地造成に関する工事を実施するために必要な図面（原寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。）を作成することをいう。

「造成主」とは、宅地造成に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

「工事施行者」とは、宅地造成に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。